

令和5年度地域密着型サービス事業者  
募集要領

申込受付期間：令和5年6月9日～令和5年8月4日

尼崎市

## 令和5年度地域密着型サービス事業者募集要領（施設・居住系サービス、居宅系サービス）

### 1 公募の主旨

(1) 尼崎市では第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）に基づき、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、身近な生活圏域ごとにサービス拠点をづくり、支援していく一環として、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本募集は、質の高いサービス提供を行うため、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するために行うものです。

開設を希望される事業者におかれましては、本募集要領及び関係法令等を十分にご理解の上、申し込みいただくようお願いします。

#### (2) 留意事項

ア 今回募集において選定された事業については、地域介護拠点整備費補助金等の候補として国及び県に申請を行いますが、採択の有無及び補助金額については未定です。

イ 今回公募において選定されたことが直ちに本市として事業の開始を許可するものではありません。施設の整備等事業開始の時期が確実となったのち、別途指定申請の手続きが必要です。

### 2 募集する事業所

#### 【施設・居住系サービス】

サービス種別	日常生活圏域	整備数(定員数)		整備時期
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	全圏域	1 箇所	29 床以内/1 箇所	令和 7 年度末までに開設すること
認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	全圏域	2 箇所	18 床以内/1 箇所	

(注1) 認知症対応型共同生活介護については1箇所当たりの定員・規模は3ユニット(5～9人/ユニット)以内とする。(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条)ただし、最大定員は、18床とする。

(注2) いずれの施設・居住系サービスについても、下記居宅系サービスとの併設事業所の申し込みも受け付けます。なお、併設事業所については選定において加点項目となります(「9 事業者の選定・決定(評価の視点)」参照)。但し、本公募によるサービス種別以外の併設の場合、選定に際しての加点及び併設サービスの補助金の交付は行いません。

#### 【居宅系サービス】

サービス種別	日常生活圏域	整備数	整備時期
小規模多機能型居宅介護	全圏域	1 箇所	令和 7 年度末までに開設すること
看護小規模多機能型居宅介護	全圏域	1 箇所	

(注1) 上記「施設・居住系サービス」との併設事業所の申し込みがあった場合は、居宅系サービス単独の申し込みよりも優先して選定されます。

### 3 応募資格

申込者は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 法人格を有すること。(申込時点で法人格を有していないときは、指定申請を行うまでに法人格を有すること。なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、社会福祉法人に限ります。)
- (2) 資金計画及び事業計画が確実であること。また安定的な運営と適切なサービス提供が継続できること。
- (3) 事業実施に必要な土地及び建物が確実に確保できること。特に土地または建物を賃借する場合には、10年以上の長期の賃借契約（※施設・居住系サービスにおいてはこれに関わらず下記に記載の期間）が可能であること。

また賃借する土地に新築する場合や賃借する建物を改修して事業を行う場合には、必ず土地または建物の所有者の了解を得ていること。

なお、社会福祉法人が土地または建物を賃借して事業を実施する場合には、一定の制限や条件がつくことがありますので、必ず事前にご確認ください。

<賃借での設置を認める具体的な要件は次のとおりです。>

○ 施設・居住系サービスにおいて土地及び建物を賃借できる場合とは、「尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定において借地・借家での設置を認める条件を満たす場合に限りです。

○ ただし、賃借契約の期間については、次のとおりとします。

サービス種別	土地	建物
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	原則として50年以上	不可
認知症対応型共同生活介護	原則として30年以上	原則として20年以上

- (4) 介護保険法及び本市の定める人員、設備及び運営に関する基準をはじめとした関係法令を遵守するとともに、関係機関の指導等に従うこと。
- (5) 施設等の建設予定地にかかる都市計画法、建築基準法、その他公法上の制限等については、関係機関等で事前に確認すること。また、施設の計画・建設・法人組織・運営等にあたっては関係法令を遵守し、適切に行うこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 応募法人が自ら開設し、指定を受けるものであること。
- (8) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員もしくは尼崎市職員である者またはこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力が加わった場合には、応募資格を喪失したものとして取り扱います。
- (9) 過去において介護保険事業の指定を受ける予定事業所等として採択されたにもかかわらず期限内に事業開始できなかつたり、期限内に事業開始に至ったが、開始後間もなく事業の終了（サービス転換含む）などの円滑な介護保険事業計画の推進に支障をきたす行為を行っていないこと。

#### 4 整備スケジュール(予定)

日程	内容
令和5年6月～8月上旬	本事業の募集要領をホームページ上で提供。 (応募締め切り：令和5年8月4日(金) 17時)
8月上旬～9月上旬	高齢介護課による書類審査
9月中旬～下旬	選定委員会による審査(事業者プレゼン)
10月頃	整備予定事業者選定
選定後～	県補助金協議→事業着手

※ 応募事業者の数が多く場合は、複数回に分けた選定委員会を実施することになるため、事業者の選定までのスケジュールが延びる可能性があります。上記スケジュールはあくまで予定となっていることをご了承願います。

#### 5 事業所整備に係る補助金

本公募により、選定された事業者につきましては、兵庫県補助を活用した施設整備費及び開設準備経費を予定しております。なお、補助金については、今後の兵庫県や本市の予算の動向等に伴い、変動する場合があることをご留意ください。補助金の上限は次の通りです。

サービス種別	施設整備補助			開設準備補助		
	上限額(円)	単位	対象経費	上限額(円)	単位	対象経費
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,480,000	整備床数	工事費及び工事事務費(工事費の2.6%上限)	839,000	定員数	開設前6か月間の事務費、広報費、看護・介護職員の雇用費、備品等
認知症対応型共同生活介護	33,600,000	施設数		839,000	定員数	
小規模多機能型居宅介護	33,600,000	施設数		839,000	定員数 (宿泊定員数)	
看護小規模多機能型居宅介護	33,600,000	施設数		839,000	定員数 (宿泊定員数)	

(注1) 補助を希望する場合、工事業者の入札、各種契約等の事業の着手は、補助の内示以降でなければ対象となりません。また、補助金については兵庫県及び尼崎市の予算措置等が前提であり、交付及び金額が保証されるものではありません。

(注2) 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、空き屋を活用した整備の場合の施設整備補助は、1施設8,910千円となります。

(注3) 施設(事業所)を借り受けて運営する等の理由で、施設整備補助金の対象とならない事業者について、開設準備補助のみの交付を受けることは可能です。

(注4) 上記補助対象サービスを併設する際は、上限額×1.05の補助金を交付する可能性があります。ただし、応募に際しての資金計画等については、上記表欄金額での計画を行ってください。

## 6 申込手続き

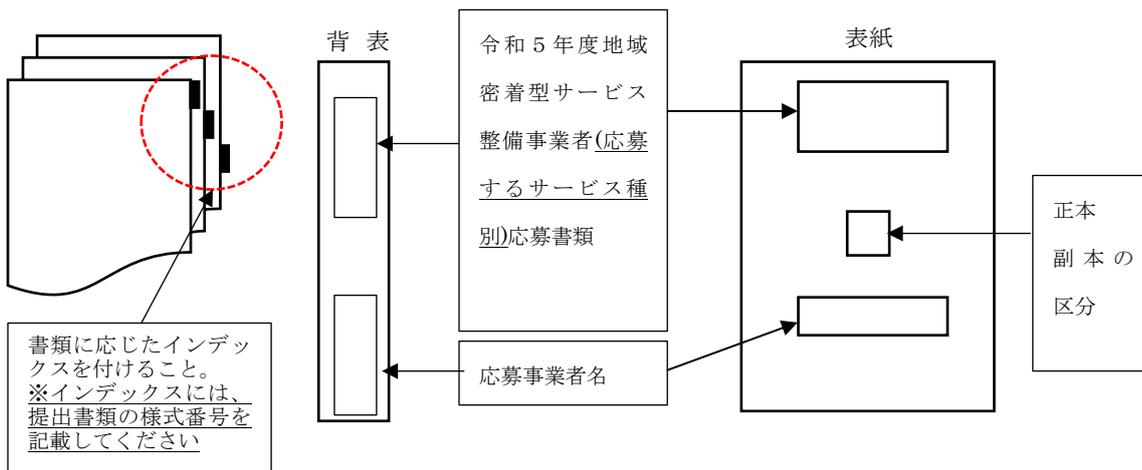
### (1) 申込受付

申込は、定められた必要書類等を作成し、提出してください。書類の提出にあたっては、必ず電話で事前予約のうえ、下記日程内でお願いします。予約がない場合は対応できませんので、予めご了承ください。

- 申込受付期間 令和5年6月9日(金)から令和5年8月4日(金)まで  
(9:00~17:00、ただし、土日祝日を除く)
- 提出場所 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所北館3階 高齢介護課  
電話 06-6489-6356 ファクス 06-6489-6528

### (2) 提出書類等

- ① サービスの種別ごとに必要な提出書類は、**別紙1**の様式は、尼崎市ホームページ【ページ番号：1032391】からダウンロードできます。
- ② 提出書類は、事業所ごと、サービスの種別ごとにまとめて、それぞれ白紙を表紙とし、インデックスをつけてファイルに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出してください（複数の事業を申し込む場合は、登記簿謄本等は1通とし、残りはコピーで結構です）。



- ③ 用紙のサイズはA4（設計図等はA3でも可）に統一してください。なお、申し込みを行うために、申込者が負担した一切の費用は、市に請求することはできません。また、提出された書類は返却できません。
- ④ その他の介護保険事業と併設で計画される場合はその旨を記載してください。  
なお、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

## 7 申込書類等に係る情報の開示

事業予定者として選定した応募者に係る情報については、預金残高証明等の個人情報を除き、原則として開示の対象とします。

なお、個人情報の保護に関する法律等で規定があるときは、当該規定が優先されます。

## 8 質問と回答

公平性を期するため、電話等での個別質問は受け付けできません。

質問については、令和5年7月10日（月）までに尼崎市ホームページに添付の質問票に記入の上、Eメールにてお問い合わせください。お問い合わせの際は件名を「地域密着型サービス整備事業者募集質問（事業者名）」としてください。

回答については、本募集要領と同等の効力を有するものとして、ホームページ上で掲載します。

なお、計画に対する個別具体的な相談についてはお答えできません。

## 9 事業者の選定・決定

### (1) 事業者の選定について

提出していただいた書類により、人員、設備及び運営に関する基準を満たしていることを確認したうえで、条例に基づき設置される尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会において、次の視点から総合的に評価し、選定します（審査の結果、いずれの事業者も選定しない場合があります）。

なお、選定理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じることが出来ません。

#### <評価の視点>

	居住系	居宅系	審査項目
基本的事項	10点	10点	基本理念、運営方針等
財務に関する事項	35点	35点	資金計画、施設経営、法人経営等
運営に関する事項	40点	40点	施設運営、利用者サービス、職員体制、地域との連携等
施設・設備に関する事項	30点	30点	基準の適合性、土地等の確保、利用者への配慮、安全性、環境への配慮等
その他	5点	5点	併設事業の有無、事業実施のスケジュール等
合計	120点	120点	

また、第8期介護保険事業計画における各サービスの整備状況を勘案し、今回に限り居宅系サービスについては公募数を超えての選定を行う場合があります。

### (2) 選定結果の通知

応募いただいたすべての事業者にその結果について通知します。また、市HP上でも選定事業者を公表いたします。仮に、選定された事業者がない場合は、その旨を公表いたします。

## 10 事業決定の取り消し等

(1) 市長は、選定された事業者において、募集要領に記載する事項について、事業実施前に重大な違背行為があったと認めるときは、選定結果を取り消すことができるとともに、事業開始後に重大な違背行為があったと認めるときは、施設整備等補助金の交付取消や返還を求める場合があります。

(2) 選定後に辞退した場合や、募集要領に記載事項について重大な違背行為があった場合は、本市の「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく基盤整備の進捗に重大な影響を及ぼすこ

とから、以降の整備事業者公募への応募に際して、制限を課す場合があります。

- (3) 市長は洪水、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象で市と事業者の双方の責めに帰すことのできないものにより、整備予定者による本事業の実施が困難であると認めるときは、事業者の決定について取り消すことができるものとします。

なお、これらの場合、整備予定者は既に要した一切の費用の弁済を市に請求することはできません。

## 11 公募終了後の進め方

- (1) 施設の新築または改修等の実施

(選定された事業者において、) 施設整備補助金を活用する場合は、予定した開設スケジュールに合わせて施設の新築または改修等の施設整備に着手してください。なお、補助金交付決定前に着手した場合は、補助の対象外となるため、事業着手前に必ず別途協議が必要です。

また、開設準備補助金のみを活用する場合についても、補助金交付決定前に着手した事業は、補助金の対象外となるため、事業着手前に本市と協議が必要になります。

- (2) 指定申請の受付

施設の整備等事業開始の時期が確実にになったのち、法人指導課に指定申請を行ってください。指定申請に必要な書類等については、別途お問い合わせください。

指定日(事業開始日)は月の1日付けとしますが、指定申請時期等については事前に法人指導課と協議してください(指定申請は事業開始日の45日前までに行っていただきますので、あらかじめその事を踏まえて工程等を調整してください)。また、指定を受けるまでの期間は初回の相談から概ね3ヶ月程度時間を要しますので、ご注意ください)。指定申請の際の内容は、公募の際の内容と変更がないことを原則とします。

また、提出書類等に虚偽があった場合、あるいは当初の予定を変更したことを尼崎市に報告し了承を得なかった場合等については、指定申請は受け付けません。

- (3) 指定事業者の決定

審査等を行い、指定を行うことに決定したものについては、指定の決定を通知します。

- (4) その他の手続き

ア 事業実施にあたって、指定基準に規定する研修を受ける必要がある場合には、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団等が実施する研修を受けてください。

イ 生活保護受給者をサービス提供の対象としない場合、生活保護法の改正により、平成26年7月1日よりみなし指定の導入がなされているため、別途手続きが必要です。詳しくは厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

- (5) 事前実施の辞退

公募において選定された後、事業開始までの間で事業の実施を取り止める場合は、必ず辞退届を提出してください。

## 12 その他

手続きの流れについて、別添2にて改めて整理しておりますので、ご参照ください。

以上